

○厚生労働省告示第三十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月二十四日から適用する。

平成二十七年二月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の1413及び1414の項中

なし	ウスマテキスマテウ・アマムンツ・イムンツ シマツ、アダムムンツ
----	------------------------------------

なし	ウスマテキスマテウ・アマムンツ シマツ、アダムムンツ
----	-------------------------------

を

に改める。

セクシマ
リキシマ
ツナシ